

# 環境大気測定局舎における吹き付けアスベストの使用状況 調査結果について

環境生活部大気保全課  
電話 043-223-3857

## 1. 調査概要

### (1) 対象施設

大気汚染防止法 22 条に基づき常時監視を行うため、地方公共団体が設置した一般大気環境測定局及び自動車排出ガス測定局で、平成 17 年 10 月 1 日現在、稼働中若しくは休止中の局舎とした。

ただし、測定局舎として独立した建築物であり、学校、保健所等の所属機関が所有する施設に設置したものを除いた。

### (2) 対象建材

吹き付けアスベスト及びアスベスト含有吹き付けロックウール（吹き付けひる石等も含む。）とした。

### (3) 調査項目

ア．吹き付けアスベストが使用されているか否か。

イ．使用されている場合は、使用部分、対策（除去済、処理済、未処理）。

ウ．除去済・処理済の場合について、その対策の範囲、方法、時期。

エ．未処理の場合については、対応方針について必要に応じ関係者に聴取し、措置予定年月日、措置予定内容を調査した。

### (4) 調査方法

設計図や目視で調査した。なお、一部の不明なものは分析機関に調査依頼した。

## 2. 調査結果

測定局の種類	対象施設数	アスベスト未使用局	調査中
一般環境大気測定局	68局	65局	3局
県分	(33局)	(33局)	
市分	(35局)	(32局)	(3局)
自動車排出ガス測定局	14局	14局	0局
県分	(7局)	(7局)	
市分	(7局)	(7局)	

大気汚染防止法の政令市；千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市を除く。

## 3. 今後の対応

現在調査中の 3 局については、アスベストが確認された場合には、飛散防止対策を講じることとしております。